

1. 議事日程第2号

(平成20年第8回大口町議会定例会)

平成20年9月8日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてから、議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑)

日程第3(追加日程) 特別委員会の設置

日程第4(追加日程) 議案の委員会付託

日程第5(追加日程) 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進

政策調整室 参事兼 政策調整課長	大 森 滋	総務部参事 兼情報課長	小 島 幹 久
健康福祉部長	水 野 正 利	環境建設部長	近 藤 則 義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉 本 勝 広	会計管理者	前 田 守 文
教育部長	三 輪 恒 久	教育部参事	野 田 敏 秋
行政課長	前 田 正 徳	企画財政課長	掛 布 賢 治
税務課長	松 浦 文 雄	生活課長	村 田 貞 俊
福祉課長	馬 場 輝 彦	こども課長	鈴 木 一 夫
保育長	中 野 幸 子	児童館長	稲 垣 朝 子
保険年金課長	吉 田 治 則	地域振興課長	星 野 健 一
健康課長	河 合 俊 英	建設課長	鷓 飼 嗣 孝
都市開発課長	野 田 透	下水道課長	江 口 利 光
監査委員 事務局長	近 藤 勝 重	学校教育課長	近 藤 孝 文
生涯学習課長	近 藤 定 昭		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議会事務局 次長	佐 藤 幹 広
--------	-------	-------------	---------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

吉田正君より遅刻の連絡が入っておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（吉田正輝君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第46号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第47号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第48号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第49号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 議案第51号、52号とも関連をいたしますが、この条例は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進等の法律の一部改正がなされたことによる改正だということでありまして、中国から日本に帰られた邦人の皆さんに対する支援が大変不足をしているということ、日本国内へ帰ってこられても難儀な生活をやっておられるということから国の法律の改正等がなされたということでありまして、全体的にここでは母子家庭、あるいは障害者医療、あるいは精神障害者医療等については大口町の財政負担ではなく、国の方で財政負担をするからということだろうと思うんですけれども、中国残留邦人等に対する全体的には施策が国としてどのように行われたのか、わかれば概要を御説明いただきたいと思います。

議長(吉田正輝君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 田中一成議員の質問にお答えします。

国全体のことというのは、ちょっとお答えにならないかも知りませんが、この法律につきましては、19年12月5日に公布をされました。これまで生活保護制度でありましたものが、それにかわる支援給付の実施や、また地域社会における生活支援と中国残留邦人等に対する新たな支援策であります。

この支援策につきましては、本年の1月から順次実施されておまして、この支援給付につきましては4月1日施行というふうになっております。日本に永住帰国した中国残留孤児に対しまして、国民年金と給付金を合わせ単身世帯で月最大14万600円を支給する新たな支援策であります。この改正法成立を受けまして、残留孤児約2,200人が国家賠償を求め、10地裁、6高裁で係争中の集団訴訟につきましては、訴えの取り下げや、和解により終結に向かうというような情報も得ております。

これまで残留孤児につきましては3分の1しか支給されていなかった国民年金、老齢基礎年

金でございますけれども、これについて満額支給、さらに生活保護にかわります生活支援給付金として、単親世帯では月額最大8万円を支給するというようなことでございます。

また、対象者につきましては、残留孤児と終戦当時13歳以上の残留邦人を含めまして約6,000人というふうに見込まれております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 大口町でこういう中国残留邦人等の対象者というのは何人くらいおられるでしょうか。

議長(吉田正輝君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 大口町では該当はありません。愛知県内におきましては、一応6世帯というふう聞いております。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) ないようですので、これをもって議案第50号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第51号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第52号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 歳入の8ページのところですが、町税の固定資産税について1億の補正額がございます。本来、町税のうち町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、既に賦課決定がなされており、年税額は確定しておると思います。固定資産税の1億が補正されてお

りますが、確定されておるなら、当初、予算はまだ未確定だったものですので、この時点で町民税、軽自動車税も補正をすべきではないかと。また、固定資産税の1億というこのアバウトな数字じゃなくて、もう少し精査された額が計上されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 丹羽議員さんの質問にお答えいたします。

今回補正させていただいたのは、固定資産税の決定分を今回補正で上げさせていただきました。さきの8月のときには町民税を上げさせていただいて、軽自動車については調定の結果、増がわずかしかふえておらず、今回は補正財源としての金額に到達しないということで計上してございません。固定資産税については、当初予算のときに昨年度よりかなり多く増額で計上させていただいておりましたけど、償却資産が特に多い増加の現象が生じまして、議員承知のとおり、償却資産は1月の申告によって計上されるべきものであり、当方の償却の当初予算計上時には間に合わなかったということで、今回、その分の増加分を計上させていただきました。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 同じ項目でもう少しお尋ねいたしますが、約1億円の補正増だというわけですけれども、特に償却資産にかかわるものが多かったということでもありますけれども、家屋の増加分を含めてその内訳を御説明いただきたいと思います。

それから、固定資産税については償却資産も含めて1月1日時点で課税対象になる、申告になるということでしょうから、1月の申告が全部提出されるのは一体いつなんですか。その当初予算に間に合わないという説明ですけれども、どうも合点がいかないんですが。

それから次の10ページ、11ページですが、スポーツ振興くじ助成金2,230万円ばかり予算化されております。この状況や、大口町への配分額がこのような額になった根拠等について御説明をいただきたいと思います。

それから、13ページに財産管理費でアスベストの分析調査業務委託料が114万7,000円計上されております。非常にアスベストは何回も何回も調査が繰り返されているんですけども、一体最終的に、法律の改正等もあるわけですけれども、大口町にかかわる全体像は、いつになったらこれはっきりするのかなあと。

例えばアスベストでないと言われるんですけども、総合福祉会館の階段の天井、見てみますと、住民の皆さんだと思いますけれども、手でさわってぼろぼろぼろぼろ、毎日通りますけれども、下に落ちていきますね。あれはアスベストではないと言うんですけども、以前から非

常に外観がアスベストに似ているし、害があるんじゃないかなあというようなことで心配をしておるんですが、そこら辺のところは、改めてお伺いしますがアスベストじゃないんでしょうか。

それから、民生費の老人福祉費で今井医院より御寄附をいただいた30万円で備品を購入するそうですけれども、何を購入されるんでしょうか。

それから15ページ、児童福祉総務費ですが、次世代育成支援行動計画中間評価業務委託料198万3,000円とございます。これを平成17年3月に作成をして、5年経過したので中間評価をしたいということでありますけれども、私はどうもこういうものは、自分でつくった計画をまたどこかの業者に委託をして評価してもらおうというのがいつも解せないんです。自分たちで、なぜこれをやらないのかなあというふうに思うんです。自分たちでやらないものは頭に半分しか残らないんじゃないかと、いつも思うんです。そういう意味では、自分たちで計画はどれだけ進捗したのか。また、この5年間の間にさまざまな状況の変化等もあるかと思うんですけれども、この5年間の間にどれだけ成果を上げられたのか、反省点はどこにあるのか、残された5年間でどれだけまたやらなきゃいけないのか、そんなものは担当者を中心に自分たちで中間評価をすることはできないんですか。

いろんな計画がいっぱいつくられてまいりましたけれども、棚の上に上げられて、ちりに埋もれている計画があることをこれまでも指摘してまいりましたけれども、そういうことにならないようにしていただきたいというふうに思います。

衛生費で雇人料として、産休や育休の代替え職員ということで臨時職員の追加の予算が計上されております。私ども日本共産党は、自治体職員についても正規職員と同等の仕事をするという方たちについては給与の格差は基本的にあってはならないという立場から、少なくとも時間給1,000円以上、こういうものをきちんと保障すべきであるということで主張しているところでありますが、時間当たりの賃金はどのように計算をされておられるんでしょうか。

それから清掃費についてお伺いいたしますが、資源リサイクルセンターの用地等を拡張するというところでありますけれども、この駐車場や資材置き場の用地購入費4,428万9,000円、この内容についてちょっと詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから土木費、16ページ、17ページですが、マザック横の道路改良工事の予算が計上されております。これの概要をもう一度ちょっと御説明がいただきたいのと、同時に道路用地の購入費、これの単価等についても御説明をいただきたいと思います。

それから、その下の教育費の中学校費ですが、元校長先生の大脇さんの御遺志による寄附100万円で備品を購入するというところでありますけれども、どういったものを購入される予定なのか、お伺いをいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 固定資産税の補正額について再度質問がございました。償却資産の申告時期は1月末が締め切り日で、1月末時点にすべての申告が終えるのは当然でございますけれども、すべての申告が終えるまでには1月末では少々時間が足らず、いつも2月半ば、2月後半ですべての償却資産の確定ができる数値となっておりますので、よろしく願いいたします。

償却については、昨年の企業訪問の折にお伺いしておりますように、当初予算においてもおおむね1億ぐらい増額で組んでおりました。それを越える景気の増加ということで影響が大きく生じております。特に家屋につきましては、昨年よりおおむね100棟ぐらいがふえております。

それと償却におきましては、その内訳でございますけど、納税者数についてはふえておらず、多少減少しております。特に設備投資による、製造業者中心に好景気であったための設備投資が大きく増加したのが大きな要因となっております。金額的には、家屋の倍を償却が占めております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（近藤定昭君） 田中議員さんから、雑入の方、スポーツ振興くじ助成金につきまして御質問いただきました。生涯学習課の方から御答弁させていただきます。

御案内のとおり、これはサッカーくじによる助成事業でございます。これにつきまして対象事業でございますが、中学校の新築工事の方の第2期工事に入っております野球グラウンドの芝生化工事に伴います事業に対しての助成金でございます。

内容といたしましては、1月に補正契約させていただきました5,800万のうち、野球グラウンドの芝生張り工事に対する工事費とそれから諸経費、これを含みますと約2,973万ほどでございますけれども、これが対象事業費です。これに対してt o t oの方から4分の3、いわゆる75%の助成金がございます、今回の2,230万1,000円という補助金になっております。これにつきましては、現状8月に内示をいただきましたので今回の9月補正というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 田中議員さんの方からアスベストの分析調査についての御質問をいただきました。アスベストの分析調査につきましては、平成17年度に分析調査を行った経緯がございますけれども、このときはクリソタイル、クロシドライト、アモサイトという三つの物質を調査対象としておりました。日本国内におきましては、この3物質が使用されている可能性があるという見方がされておまして、このことからJ I S（日本工業規格）で建材の

アスベスト含有率測定方法が示されておりまして、その適用範囲にこの三つの物質が上げられていたということでもあります。平成20年2月に厚生労働省から通知が参りまして、最近になって建築物の吹きつけ材の中からトレモライト等が検出された事案がありまして、分析調査を行うよう指導がされているものであります。

今回、平成17年に行われていなかったアクチノライト、アンソフィライト、トレモライト、この三つの物質につきまして定性分析、これはあるかないかの調査でございますけれども、それを実施したいということでありまして、17年に行いました飛散性の高いというふうに思っております箇所につきまして再度調査を行います。したがって、先ほどの御質問の中でありました中央公民館の階段につきまして、今回、対象とさせていただく予定です。

定性分析につきましては、可能性としてはほとんど検出されないだろうということで、見積もりをとりました業者の方に伺いましたら、1,000件の中で数件あるかないかというような割合だそうでございますので、ほとんど検出されないというふうに思っておりますけど、万が一検出されれば定量分析も今後行ってまいりまして、もし見つければ、そこを後処理していくという計画で進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 13ページの社会福祉費の老人福祉費の備品購入についてお尋ねをいただきました。まず今井先生から、お母さんがお世話になったからということで御寄附をいただきました。

福祉部内で検討もしましたけれども、高齢でお亡くなりになったということもあわせて、高齢者対策にということで考えました。結果としては、現在も地域包括支援センターに高齢者用の介助用品が置いてあるんですけれども、さらにそろえてということで、具体的にはシャワーチェア、浴槽の手すり、歩行器、四点杖といったものを購入して、実際にパンフレットだけではなくて現物をお見せして御説明をしたいということでありまして、また、老人クラブ等々で御依頼を受けて講師を派遣しておるんですけれども、パソコンにつなぐプロジェクターというものがありまして、それとスクリーンとあわせて購入を予定しております。以上です。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 15ページ、次世代育成支援行動計画中間評価業務委託料について御質問をいただきました。議員おっしゃるように業者丸投げの計画をつくったんでは全く意味がないと、全く同感であります。

今回、業者の方をお願いいたしますのは、平成22年から26年度までの後期計画と言われておりますけれども、子育て支援に係ります計画を立てるための準備作業ということで業者の方に、かなり限定して、事務手間にかかわる部分をお願いしたいということでございます。具体的に

は、例えばアンケートをとりますときにはアンケートの作成、この作成の案につきましては、もちろんこども課の方でつくるわけですが、その印刷ですとか、それから回収しましたアンケートの分析、データの整理、それから郵送作業、そういったものについてお願いをするということで、計画の作成につきましては、私どもですべて立案をし、策定をしていきたいと思っております。

それから、もちろん計画をつくることも大切でありますし、この前期計画がまだ進行中でありま。これらにつきましても、一つ一つ施策の方を実行していくということで、関係者の皆様方とも協力して今実行しておる最中でありま。御理解の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 田中議員さんから御質問いただきました、衛生費の中の循環型社会形成費に関する御質問にお答えさせていただきます。

今回、補正を上げさせていただきました循環型社会形成費の予算は、今現在ございますリサイクルセンターの西側とテニスコート、それから運動場の駐車場と桃花台線に囲まれた一角の水田4筆、さらに現在ございますリサイクルセンターの東側に隣接しております畑1筆、合計5筆にかかわるものでございます。

そのうち借地として今計上させていただいております使用料及び貸借料でございますが、これが1筆1,069平米、買い取りをさせていただくように予算を計上させていただいております公有財産購入費につきましては、水田3筆1,067平米、それと先ほど申し上げましたリサイクルセンター東側に隣接しております畑428平米を買わせていただく費用でございます。

なお、これの目的でございますが、現在、リサイクルセンターの駐車場は6台分確保しておりますけれども、現在1日平均150人を超える方に御利用いただいております、駐車場不足が問題になっておるとい。非常にお客さんの車が重なることが多くなってきたということ、それから前面道路が大口桃花台線ということで出入りのときに非常に危険だということで、駐車場、さらに、現在、大口町の役場をお借りしておるんですが、資源回収、それから不燃物回収に使わせていただきます自立ボックスですとかプラスチックの箱を庁舎内至るところに置かせていただいておりますけれども、それを衛生関係の資材を1カ所に集めて管理していきたいという考え方でございます。

なお、水田の4筆につきましては、先ほど申し上げましたとおり、リサイクルセンター、テニスコート、総合グラウンドの駐車場、桃花台線に囲まれた一角でございますので、これで公共用地として一画地をなすというふうに考えております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 一つ戻りまして、衛生費の雇人料、臨時職員の賃金につきまして御質問いただきました。今回、補正させていただきましたのは、保健師が産休・育休に入るということで、11月からの分の産休・育休代替え保健師の雇人料でございます。単価といたしましては、保健師という専門職ということで1,270円でございます。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 中学校費、備品購入費100万円について御説明させていただきます。内容につきましては、キャスターつきで移動可能な防球フェンス、高さが2メートル、幅が3メートルを22本購入させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

なお、購入させていただいた暁には、大脇さんのところへお邪魔させていただいてお礼を申し上げる所存でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） 田中議員から御質問いただきました、16ページ、17ページになりますが、道路整備事業についてお答えさせていただきます。

まず、今回の概要でございますが、ヤマザキマザックの北側でございます昭和川をボックスカルバートにするという工事に関してでございます。この工事につきましては、今年度、設計をし、来年度以降で工事を施工するというように予定しておりました。ところが、ことし6月に、ヤマザキマザックが今会社内で工場をつくっておるんですけれども、その工場への周回道路を敷地内につくりたいということでお話ございまして、その際に、道路をつくるに当たり、今回改修を予定しております昭和川沿いにL型擁壁を設けたいというお話ございました。そこで、こちらで検討しましたところ、この工事が来年の夏までにしたいということですので、大口町が予定しております工事は来年の秋、それ以降になってしまいます。そうしますと、工事をするときこのL型の擁壁が存在する形になりまして、このL型擁壁を壊さないように工事を進めるにつきましては相当な予定外のお金が必要ということで、概算で計算しましたところ3億1,900万円ほど要るんじゃないかということになりました。

そこで、今回、ヤマザキマザックの工事と大口町の工事を同時に、それぞれの分担を持って同時に施工することによって大口町分の工事が、その擁壁を倒さないような工事をするとか、またつくられた後の擁壁を壊したりしないような、余分な費用が要らないということで考えますと、実際に今回見込みましたのが2億2,000万円の工事ということで、総トータルで1億1,700万円ぐらいの削減ができるという計算ができました。

そこで今回、当初は来年度から予定しておりました工事を今年度、場所につきましてはヤマザキの西側から250メートルほど、ちょうどL型擁壁をつくられる部分250メートルにつきましてですけれども、工事を施工させていただくということでございます。

なお、2億2,000万円でございますが、ヤマザキの工事と同時に施工するというので、どうしても来年度にもかかりますので債務負担行為ということで、21年度に3,500万円見込ませてもらうという形をお願いしたいと思います。

また、工事の内容につきましては、昭和川を幅3.8メートル、高さ1.5メートルのボックスカルバートにし、幅員10メートルで片側歩道の道路を予定しております。

もう1件、道路用地につきましてはでございますが、ちょうど昭和川と現在のヤマザキマザックの工場との間に1筆、このマザックさんの土地がございまして、その土地1筆丸ごと、もう分筆はされておるんですけども、宅地189.61平方メートルを単価3万4,515円で購入させていただくというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） まず学校給食のことで聞きたいんですけど、歳入歳出それぞれあるわけですけども、給食費が値上げされるということで、それに伴う給食費の追加が歳入にありますし、歳出の方ではその材料費ということで載せてあるわけですけども、私が聞いている範囲では、国の方でも給食費の値上げというのはどこの自治体でも避けて通れないということで、国におかれてもそれなりの対策費を計上するというような方針が出ていたようなんですね。それは緊急的なもので、ことしの6月二十何日やらにそういう会議などを国も行って、その中に燃油、要するにガソリンだとか、そういうものだけではなくて給食費などの食材に対しても、国においても対策をしていかなければならないだろうというものの中に含めてきているようなんです。そういうことというのは町の方では何か把握してみえることはないんでしょうか。

当然、今ガソリン等が値上がりしているということで、いろんなトラック業者、農業をやってみえる方、漁業をやってみえる方、それぞれ苦しい思いをしてみえるわけですけども、しかし、こういった学校給食にもそういう影響が実は及ばされておるわけですので、いち早く国に対しても、そうした緊急対策的なことを考えているのであれば、早く行って、少しでも学校給食の充実を目指していくべきではないかなあというふうに思うんです。

うちの子供だけなのかもしれませんが、実は木曜日にきょうは給食が少なかったといって帰ってきたんですけども、腹が減ったといってね。いつもより何か少ないんじゃないかなあなんて言いながら帰ってきたんですけども、うちも十分食べさせておるつもりで学校へ出しておるんですけども、しかしそうしたものが高くなった影響で食材まで削られるようなことがあっては私はないと思うんです。まだ国の緊急対策というものが来ないのであれば、町で一定の負担をしていただければいいかなあというふうに思うんです。

この間も給食費の値上げについての資料が指し示されましたけれども、値上げしても、まだ1食当たり15円ですか、17円でしたか、まだ足りないんだと、現実には。そういうことで、その部分は町にも補っていただけると非常に私はありがたいなあと思いますけれども、そこはどのようなふう考えてみえるのか、お教をいただきたいというふうに思います。

それから、12ページ、13ページですけれども、電子計算管理費ということで電算システム開発委託料追加ということなんですけれども、その下にも地方税電子化協議会負担金というのがあるわけなんですけれども、住民税を年金から天引きする、そういうシステムの変更なんだということだというふうに私は理解しておるわけなんですけれども、住民税を年金から天引きすることによってそのメリットというのは一体どういうメリットがあるのか。

私は以前もお尋ねしたと思いますけれども、例えば国民健康保険税を払ってみえる高齢者の皆さん方、口座振替に既になっておられる方がほとんどだというお話を私は保険年金課からも聞いたことがあるんですけれども、今の住民税においては、現状はどういう現状なのか、ぜひお伺いをしておきたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 学校給食費の値上げについて、国の会議の有無、文書の有無等について御質問いただきました。

まず1点、国からの文書、会議等については私ども把握はしておりません。

それから町の負担につきましてですけど、町で負担する計画は現在のところは持っておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田正議員さんから12ページ、13ページの13節委託料及び19節負担金補助及び交付金について御質問を受けました。内容につきましては、説明を部長の方からしていただきましたんですけど、公的年金を特別徴収化にすることが来年の10月1日から施行ということが税制改正で、さきのところで説明をさせていただいたところでございます。そのときにもお話をさせていただいたとおり、これによる効果というものは、確実な徴収方法として間違いのない収納と、国が答弁してみえるように、老人の方の手間をなくす等々の答弁がされております。

口座振替率は、さきに答弁させていただきましたけど、ちょっと今手元に資料がございませんので、また後ほど報告させていただきます。この負担金というのは地方税協議会の方に加入をすることにより生ずる負担金であり、現在のところでは愛知県下で60分の29ですか、これは少し前のデータでありますので、その後のデータでは加入率がかなりふえてきていると思います。何分にも当初の20年度の事業が実施された後の国等々からの地方税協議会へ加入しなさい

という指示があったことにより、どちらにしても21年度は全部のところ加入するというのが本筋であり、今回3万1,000円ですけど、人口割の分と均等割の分を合わせて、人口割が2万2,000円と均等割の分の運営負担金が9,000円となっております。

あとシステム管理委託料については、地方税の通称エルタックス(e L T A X)というもので、地方税法の制度の収納の仕方を進めていくべきもので、今後はエルタックスの普及が大きなものになり、見積もりをとった結果、この290万程度というものが示されているとおりで、金額を計上させていただきました。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 1点だけお尋ねをしたいと思います。土木費の中、道路整備事業、さきに議員さんからの質問があつてる御回答いただいたんですが、この件に関しまして、余野から竹田へ至るヤマザキマザックの西側で整備をされると。その中において昭和川のカルバート工事も含めてやっていかれるということなんですが、今、防災月間でありまして、雨の方も大変局地的な豪雨となりまして、時間雨量百四十何ミリというような大変な雨量になっているわけですが、一部話によりますと、東京の方でも時間雨量は50ミリで計算して、今、排水整備がやられておるわけですが、今後、この整備が終わるのがまだ40年もかかるというような話なんですが、当然今やられておるのは50ミリぐらいの計画でやられておるんじゃないかと思うんですが、こういう局部的な豪雨に対応するようなカルバート断面ですね、容量が計算してあるものかどうか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長(吉田正輝君) 建設課長。

建設課長(鵜飼嗣孝君) 齊木議員からの御質問にお答えします。

今回のカルバートボックスの大きさについては、お申し出のとおり計算式に基づいて対応できるということをつくっております。よろしく申し上げます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) ないようですので、これをもって議案第53号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 介護給付費準備基金というのがありますけれども、今回のその決算書を

見ますと、決算年度末で7,040万2,000円ということになっておりますが、それと合わせると約8,800万円ぐらいになってくるのかなあというふうに思うんですが、この介護給付費準備基金というのは一体どの程度まで積み立てをされる予定でいるのか、ちょっと教えてください。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 吉田正議員より御質問をいただきました。補正予算にかかわる関連で基金の積立額が幾らならということで、県や国の方にもお尋ねをしたこともあるんですけども、幾らが妥当だという返事は返ってきません。

今回、繰越金を計算した上で差し引き等をして補正を上げさせていただきました。金額については、議員がおっしゃるとおり8,000万ほどになる予定であります。

また、来年度以降3年間、また計画の年次が変わってきますので、その策定作業も今進めておりますので、幾らまで積むという計画は持っておりません。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 何でそんなことを聞くかといいますと、例えば国保の方は国民健康保険の財政調整基金というのが6,700万ぐらい積んであるわけですけども、これはたしかその医療給付費の5%か何かでしたかね、その程度は積んでおかないかんよということで、その金額になるまで積み増しをしてきたという経過が実はあるんですね。そこまで到達したもんですから、それ以降の積み増しというのは今は行われていないというふうに私記憶しているんです。だから、翌年度への繰越金という形で前年のその残については繰り越されておるわけですけども、その介護保険の給付費についてはそういう基準は何にもないんですか。私はそこが不思議なんです。ということは、これ、どんどんどんどん積み増ししていってもいいということになっていってしまいますよね、このまま行くと。というのは、介護給付費そのものは、その金額的にはふえていっておるわけですけども、現実にはその介護認定者の数というのは今後は減っていく傾向にもあるということも聞いているんですね。

それからもう一つは、介護認定の介護度、それが要支援が1、2に分かれたりだとか、それからもう一つは介護用の特殊寝台等に象徴されるように、実は利用が制限されてきていますよね、今までも。そうした中で国が見ている全体的な介護給付費そのものは減少傾向に転じつつあるということも聞くわけですけども、そうした中で、もし今後も前年の繰り越しが生じてくれば、それがどんどんどんどん積み増しされていくということであるのならば、それはこの保険料等々を払ってみえる方々にとっては、これはたまったものではない。だから、一定の、どこまで積み増しをするんだというようなルールがなければ私はいけないのではないかなあというふうに思うんですけども、そこら辺はないんですか。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 吉田正議員から2回目の御質問をいただきました。基金のお話で、どこまで積んだらいいのか、そういうルールはないのかという御質問であります。今、大口町の単価は、3,450円という基本ベースの単価がございます。これはいつセッティングをしたかといいますと、3年前です。で、3年ごとに計画の見直しをするという話を先ほど少し言いましたけれども、その当時3,450円ということでセッティングをして、今現在、これが通れば8,000万ほどの基金になるということでもありますので、次回の単価を決めるときにはこの8,000万を含んで計算をするということでもあります。ですので、1億になったり2億になったりとか、そういうことは基本的にはないというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 最後ですけれども、要するにその基金も含めて3年ごとに見直しをするというわけですけれども、例えば1年目、2年目、3年目、だんだんだんだん介護給付費がふえていくというようなことが前提で、もともと介護保険料の保険料も設定がされているはずなんです。そうですね。だから、その1年目については、当然残が出なくちゃいけない、そういうもとで計算がされているはずなんです。ところが、2年目もこのように残が現実には出ているわけですので、そういう意味では、その見込みのあり方については、私はどうなんだろうということをおもうんです。また、突然高齢者の人でたくさん介護給付を利用しなければならない人がふえたりした場合には、当然その一定の基金がなければその制度の維持ができないので、それは一定積み増しをしなければならない部分もあるだろうと思いますけれども、しかし、これがどの程度が適正なのかということ、やはり一定の基準を持つべきじゃないかなあというふうに思うんです。そういう意味で質問をさせていただいたわけですし、そういう考えというのはないんですか。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 吉田正議員から3回目の御質問をいただきました。一番冒頭に申し上げたとおり、県や国に問い合わせても明確な数字はございません。今、御質問にありましたことを総括しますと、全体として決算は8億あります。8億の中で8,000万というのが妥当かどうかというと、それも発想によります。ただし、2回目にお答えをしたように、8,000万残しておいて単価を決定をするということになると、やっぱり町民の感覚としてはそれだけ余裕があれば単価に反映をしてほしいということで、じゃあこの基金はゼロでいいかといいますと、8億からの事業をやって何か急にということがあると、ゼロではやはり違うんじゃないかというふうに思います。今現在、何%という数字を持っておりませんが、町民にとって単価

の設定が、預金を残しつつ高いんじゃないかと、それとも逆に安過ぎるんじゃないかということがないというようなセッティングをしていきたいというふうに考えております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 3ページの歳入のところですが、繰越金の計2,670万9,000円というのは19年度歳入から歳出を引いた額だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） はい。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） そうしますと19年度の決算書によりますと、歳入から歳出を引きますと2,620万8,980円、約2,620万9,000円ですね。ここで50万違うんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。決算書の27ページを見てください。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） ちょっと今お答えをするに足る資料がありませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第54号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 54号と同じですけど、55号も繰越金なんですが、先ほど説明があったような計算でいきますと、19年の決算では9,100万繰越金ができると思います。当初予算では5,000万計上してありますので、4,000万さらに補正すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 議員おっしゃるとおり、19年度決算におきまして繰越金というのは当然確定をしておりますので、この9月議会に出しまして予備費なりに積むのが本位であ

ります。次回には、今後の医療費の動向というのもありますし、予備費に計上するのか、それとも基金に積み立てをするのか、そこら辺も国民健康保険の運営協議会にお諮りをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第55号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第56号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第56号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時32分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 先ほどの議案第53号の補正予算の中で特に老年者の口座振替の件数という御質問がございました。件数だけを抽出するにはいましばらく時間がかかりますので、また日にちをいただいて吉田議員さんに報告したいと思います。

現実的に直近のものとしまして、平成20年で200万円以下の低所得者というか、年金者に該当する金額で言えば6,551名の方が該当してきています。19年と対比しても143人ふえているということで、200万から700万に関しては3,660名の方、700万を超える方については256名の方となっております。200万以上の方については微増で、3名ほどしか増加の要因はありませんでした。

口座振替については、もう一度電算を回して中の抽出というか作業が必要となってきますので、いましばらくお時間が必要になってきます。よろしくお願いします。

議長（吉田正輝君） 続いて、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、質疑に入ります。

初めに、一般会計の歳入について一括して質疑を行います。

決算書の事項別明細書63ページから84ページ、款1.町税から款20.町債までについて、あり

ませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2番 (田中一成君) 決算書の63ページ、64ページから始めますが、歳入の町税、予算現額は61億8,800万円ほどであります。調定額が66億2,700万円ほど、この差が約5億円ほどあるわけですね。非常に大きな差があるわけですが、実際に収入済額は64億2,000万ほどでありますから、それと比較をしてもかなりの差があると。これは予算に正確にその税収額が表現されていないということになるわけであり。なぜこんな多額の額が予算に計上されないのか、これは非常に問題ではないのかというふうに思います。例えば内訳を見ますと、法人税が予算現額約20億4,000万であります。調定は22億1,700万円、固定資産税は予算が26億3,000万円ほどでありますけれども、調定は27億7,900万円などあります。次のページに行きましても、株式等譲渡所得割交付金、予算現額は400万でありますけれども、調定は1,129万円、地方交付税についても予算は1,800万でありますけれども、調定は2,700万円、なぜこういうことが起きるのか、まず御説明がいただきたいと思っております。

議長 (吉田正輝君) 税務課長。

税務課長 (松浦文雄君) 田中議員さんより御質問を受けました。63ページ、64ページの町税の中の町民税、固定資産税等々の予算現額と収入済額、調定額についてでございます。特に町税全体の中を見ましても大きく変わったのが、法人税が大きく変わっております。昨年の当初予算と比べますと、決算に相対する金額は6億7,100万ということで、法人税だけでも6億を超えているという状況でありました。特にその差額についてでございますけど、法人税は予定納税で納税をしていただきます。よって、中間を組んで、赤字で組んでいただければ事前にわかるんですけど、最終のところでは報告されると、それを見通して計上するというのは非常に困難な状況になっております。特に法人税が大きな要因を占めているんじゃないかと思っております。3月補正後においても法人税は、この場で報告させていただきましたけど、5,000万以上入ってくるという話をさせていただきましたけど、実際のところは3月補正後においても2億3,000万入ってくるという状況で、19年度においては本町において想像を上回る法人税の入があったと考えられます。

20年度はその反動といわず、どの市町村においても景気が、今までは横ばいの方向で国の報告がありましたけど、下方修正という報告がされているように、20年度は当初予算に幾らか近づけられるように努力していくものであります。よろしく申し上げます。

議長 (吉田正輝君) 企画財政課長。

企画財政課長 (掛布賢治君) 田中議員さんから地方交付税の予算額と調定額の差についての

御質問をいただきました。18年度の地方交付税の収入金額1,900万円ほどありましたけれども、これに基づきまして19年度の予算計上をしているというふうに推測をしておりますけれども、19年度の歳入につきましては、12月に交付される分が1,500万、それから3月に交付された分が1,200万ほどありまして、合わせて2,200万ほどの収入になっておりますけれども、3月に交付金額の決定通知が来るということで、予算の時期にちょっと間に合っていなかったということでこの金額になっているかと思えます。よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 法人税だけじゃないわけでありまして、例えば軽自動車税でも、額は4,000万ばかりですけれども、予算現額は3,180万円ほど、調定は3,597万、約400万ばかりの差がある。配当割交付金でも600万円しか予算がないのに、その倍以上の1,380万円の調定になっているんですね。株式譲渡益も先ほど言いましたけれども、400万円の予算が約3倍近くの1,129万ということで、これは非常に調定を、一体これはどういう時期にこの調定がきちんとされているのか。それを正確に予算に反映しないと、これは予算を過少に見積もって、もっと財政に余裕があるはずなのに住民サービスのために使われないと。あるいは、3月の最終補正できちんと調整をして予算に反映すべきでありますけれども、それもできないということになりますと、一体予算とは何だと。何億も差額があつて当然なんだということになりますと、予算に計上されている額自体が極めて信用することができないということになってしまふんです。これではいけないと思うんですね。一体、調定はどのような時期にどのようにやって、それを正確に予算に反映させるためにどのような努力がなされているのか。また今後、そうした努力をきちんとやっていただかなければならないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから75ページ、76ページでも同じようなことが言えますが、一番下の財産収入、予算は302万9,000円ありますが、調定は2,657万、全然違うんですね。これは財産運用収入は、予算には全くでたらめの額しか載っていないと。その予算の9倍もお金在实际には調定額であるということですが、一体これはどうなっているのか。

それともう一つ、77ページ、78ページでも同じようなことが言えます。とりわけひどいのは、財産売払収入が1,000円の予算しかないのに調定は2,353万円、一体これどうしてこんなことが起きるんですか。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(松浦文雄君) ページ65、66の株式等譲渡所得割交付金の予算現額、調定、収入済額の件で、予算現額が400万になっていて調定が1,100万という、どうしてかという御質問であ

ります。そもそも株式等譲渡所得割交付金自体が3回に分けて、8月、12月、3月に分けて納入されるわけで、当初に入る分の確定した数字を400万計上させていただいた数字で、ほとんどのもの入ってくる時期というのは3月分が占めているということで、最終の調定で修正が、実際の金額の残りの分というのは3月で入ってきておりますので、その直近の時期で調定額も決定させていただいております。

あと、町税全体の調定額についてでございますけど、特にわかりにくいのは法人税でありまして、先を読んで正確な数字を計上すべきものでございます。

今後におきましては、推計上も正しい計算方法で推計させていただいて、間違いのない数字で計上させて補正予算等も対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 田中議員さんから決算書77ページ、78ページの財産売却収入の予算現額と調定額の差についての御質問をいただきました。これにつきましては、19年度中に2件につきまして払い下げを行っておりますけれども、1件につきましては19年5月に払い下げをしております、そのときの売買代金につきましては42万円ほどございました。したがって、これについては適正な時期に補正予算で対応していなければいけませんでした、計上はしてありませんでした。申しわけありません。適正な時期に今後は補正予算を上げていきたいと思っております。

それからもう1件につきましては、20年3月の中旬に払い下げの申請を出して、年度末に2,300万円ほどの収入があったために3月の補正予算の時期には間に合っておりませんでしたのでこれほどの差が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、調定の額、あるいは予算現額とのその差について御指摘をいただいておりますけれども、それぞれ税務課長、あるいは企画財政課長の方からお答えをしましたように、税においては特に法人において補正予算のタイミング等ですれがあり、交付金につきましては、交付決定を受けて、その時期に調定を起票します。それから財産収入につきましては、契約を締結する折に、その支出負担行為を起こすわけですけれども、その折に調定が同時に起きるわけございまして、今お話をしましたように、3月の補正といいましても現実的にはもう当初予算、おおむね1月の末に次年度の当初予算が確定をしますが、ほぼ同じ時期に3月の補正予算を組み立てていく関係で、現実に3月に議会に提案をさせていただいて御説明も申し上げるんですけれども、おおむね内容としては、1月末時点でその補正の概要、あるいは当初予算の概要についても固まっているというような状況でございます。さりとて今の調定のタイミング、あるいは調定のその時期が必ずしも妥当なのかというお話にな

りますと、やはり私どもとしてそれはきちっと精査をしまして、適正な時期に今後調定を上げる、あるいはその調定を上げる折につきましては、補正予算を含めてですけれども、十分に調査をしまして補正予算をし、なおかつその調定を上げていくということに今後努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

13番（倉知敏美君） 認定議案の方の運用状況審査意見書の方からちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、その3ページになります。単年度収支の件でございますが、18年度は単年度収支、一般会計、特別会計、合計で1億9,311万何がし、19年度は5,458万何がし、こういうふうに連続して黒字になっております。一般家庭にとりましたら、こういうことは非常に結構な話ではないかと思っておりますが、やはり税を徴収しております団体としてはいかなものかなと私は思っておりますが、一遍どういうふうにお考えになるか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今の御質問は、予算の単年度主義ということの御質問になるかと思っておりますが、御承知のように当初予算で予算を計上する折に、歳入、あるいは歳出について十分に精査・吟味をしまして予算計上をし、その後、どうしてもその現計予算の中で対応できない部分につきまして、補正で財源の確保を図りつつ補正で対応するというような形で、予算は1年間、通年でやっておるわけでございますが、今お話がありましたように、平成19年度のように今の経済の状況等、私どもの調査、あるいは私どもの知り得る以上のものがございまして、なかなかそれを即予算に反映するということは非常に難しい。さりとて施策として展開していく折に、単年度景気がいいからということで施策展開をしまして、次年度以降、継続というものが担保できないと、これもどんなものかなというふうに考えておまして、必ずしも今の単年度収支の数字的なものがこれで妥当かどうかという話ではなくて、こういうような状況も起こり得るし、こういうような状況につきましても、黒字になるから支出をする、使うという前提で考えるべきものではないというふうには考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

13番（倉知敏美君） おっしゃることもよくわかります。確かに景気がよくなったから急に収入がふえた、だからといってそう簡単に使うようなことではないというお話もよくわかりますが、財政調整基金も19億までふえております。何か25億まで持っていきたいというお話も聞

いておりますが、そんな豊かな大口町でありながら、意外と住んでいる住人は、その実感が全然ない、そういうお話も正直言ってよく聞きます。乳幼児医療なんかは本当に拍手をもって迎えられた施策ですが、そういったような豊かさの実感を味わえるような、そういった行政水準の向上といいですか、行政サービスの向上といいですか、そういうことも当然考えてやっていかなきゃいかんと思っております。実感として豊かさを感じられるような、そういった施策はどんなことなのか。そういったことはどういうことなのかということも考えながら、行政の方にぜひ反映していただきたい、そんなふうに思っております。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、私ども役場の職員が取り組んでおりますのは、御承知かとは思いますが、非常に近隣の市町に比較しまして大口町における行政コストが高いということであります。これはなぜそういう状況にあるのか。それぞれの部長、あるいはそれぞれの課長の中で予算とそういう決算について、あるいはそれぞれの所管がしております施策展開について、十分にそれが、今、議員御指摘のように住民の皆さんに還元をされ、その豊かさが享受できておるということであれば、ある程度その行政コストが近隣の市町より高くてもやむを得ないかなという部分もあるかと思いますが、必ずしも現在の段階、そこまで私どもとしては分析はいたしておりませんし、そのようなお話をそれぞれ所管の部長、課長からは聞いておりません。

ただ、従来言われておりますのは、大口町はよその近隣の市町にはない施設を持っている。それは何だ、温水プールだというようなことをずうっと私は、もう少し若い段階にそのようなことを言われまして、ですから大口町は金がかかるんだというお話を聞きましたし、もう一方では、どんな事業展開をするにもある程度の人口規模を持たないと、かえって経費は割高になるんだというようなお話も聞いたことがあります。果たしてこれが本当なのか。そういうお話は今になってもまだ言われ続けておるんです。しかし、違うと思うんです。ですから、今こへ来て我々が取り組まなければならないのは、いろんな大きな波が来ても十分に耐え得るような、行政コストが本当に妥当なのかどうなのか。それが直接住民の方に還元、給付されておるのかどうなのか、満足を与えているのかどうなのか、そういう部分の分析をする必要があるというふうに思っております。ですから、今言えるのは歳入に合わせた予算の執行ということではなくて、行政を運営していく、あるいは行政を経営していく中で幾らお金がかかるんだ、幾ら必要なんだということから始めていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 20年度の歳入においては、たしか財政力指数が1.6を超えるということで、償却資産税が県の方に吸い上げられるなどということも20年度は起きている、そういう状況があります。ただいま補正予算の審議もありましたけれども、さらに償却資産税が伸びているということですので、今後どうなっていくのかなということも非常に私も心配するわけですね。一方で税収が伸びれば伸びるほど、じゃあ町は裕福になるのかということ、そうばかりとも言えんような仕組みが現実にはあるもんですから、どうなるのか、そういう見方もよくよく今後とも検討してもらえればなあということも思います。

そうした中で、私も大抵のときに質問するんですけども、町税の滞納問題ですね。ことしも2,500万円ぐらいの不納欠損額というのが出てくるわけですけども、これいつ質問してもなかなか決算の主要施策の報告書には出てこんわけですけども、どの程度の滞納者数が見えるのか、そうしたことも主要施策の報告の中で明らかにしていただけると、私はよろしいのではないかなあというふうに思います。

けさほども通告をしておきましたけれども、町税の滞納者、特に個人の滞納者の所得別の人数ですね、そうしたものを把握しておられたら、ぜひお教えをいただきたいと思います。

国保税についても一般質問で同様の通告はしてあるわけですけども、以前、平成18年度の11月27日現在でそういう調査も保険年金課においてはしていただいて、その資料はその一般質問の通告をする際に添付もさせていただきましたけれども、そういう調査も、要するに町税の滞納者の方の所得の状況を調べるということは国保税においても可能であるわけですので、当然町税においても可能ではないかなあというふうに私は認識をしておりますので、ぜひお教えをいただきたい。

それから、ここ数年問題になってきているのが保育料や給食費、それから町営住宅の家賃、こうしたものが収入未済額ということで毎年のように上がってくる、これも非常に問題があると思います。こうした世帯については、本当に払えない世帯なのかどうなのかということについては、この成果報告書の中にもそうしたことについての表示はありません。収入未済になっておるわけですけども、そうした世帯の状況というのは把握しておられるのか把握しておられないのか、それをぜひお教えいただきたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田正議員さんから滞納世帯について御質問がありました。9月5日現在時点の最新のデータで、総計人数で1,046名の方が滞納人数となっております。町内にあっては672名、町外が374名ということで、合計で1,046名、これは前年度に比べるとかなり人数だけでは減っております。その中でうちが手持ちで持っている資料は、税目別の滞納者り

スト表はございますけれども、所得税で割る人数別を出すには少々時間も必要となりますので、これまた時間を少々いただきたいと思います。

あと、手持ちである税目別で言っておきます。町民税が748名、固定資産税で230名、軽自動車で208名、大きなところはこんなところとなっております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 給食費の収入未済額について、世帯状況を把握しているかどうかという御質問をいただきました。

まず1点言えることは、就学援助、例えば要保護・準要保護などの就学援助を受けておれば、それ相当の収入で町が補助していかなきゃいけないという世帯であるだろうということは言えます。そういう世帯じゃないということはまず1点言えますので、今後とも、収入状況については実際のところデータを持っておりません。把握していくよう検討していきたいと思っております。

なお、この御家庭に対しては9月1日までに納めていただくよう、7月25日に学校を通じて督促状を出しております。現在のところはまだ納めていただいております。

なお、内訳につきましては、小学校2名、66食分、1世帯の方が該当します。よろしく願います。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 収入未済額、滞納ということで66ページの給食費、保護者負担金の5万7,400円が未収入になっているということで御質問をいただいたかと思えます。内訳につきましては、2世帯ほどの方が納められなかったということで上がってきております。

収入額ですけれども、個人情報に関係もありますので、2世帯だけです。保育料の階層を申し上げます。1世帯につきましては、4階層の方が3ヵ月分ほど滞納されました。それから、あと1世帯の方は5階層の方であります。御両名とも母子家庭等ではなく、ごく普通の家庭の方であります。

この5万7,400円につきましては、本年6月までにすべて完納がされておりますので御報告を申し上げます。以上です。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 町営住宅の使用料につきまして、そのうちの収入未済額の状況について御質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

この67ページ、68ページにあります町営住宅の収入未済額23万4,600円というものにつきましては、昨年10月に明け渡し請求をして明け渡しをしていただいた方、行方不明になった方1名の滞納の額ということでございますので、よろしく願います。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 今、税務課長さんの方から滞納者数、個人だと思んですけども、1,046人、町内が672人おられるということですけども、今回の決算に係る成果報告書によると、納税義務者数は平成19年度で1万1,103人ということですので、その中の町内の場合だと672人、町外の方はこの納税義務者の中に含まれておられるのか含まれておらんのか私はよく知りませんが、かなりのウエートを占めている。町内・町外を合わせると、納税義務者数にするとおよそ1割ぐらいの人が滞納している。それで、町民税、固定資産税、軽自動車税ということで3税についてのそれぞれの滞納者数の報告はありましたが、これはそれぞれの税目について、当然これは重複していることになるわけですので、この1,046人の中には、この3税目、それも全部含まれておられる人もあるだろうというふうに思います。およそ1割の人が現実には払えない、払うことができない、そういう状況がこの町税の中でも現実には起きている、こういうふうに私は見ていいのかなあというふうに思います。

法人の方は非常に好景気に沸いて、税収が上がった上がったという報告があるわけですけども、これは大変いい報告なわけですけども、しかし一方で住民の皆さん方の生活は一体どうなのかということで見えますと、要するに10軒に1軒は滞納世帯なんだよというようなことでは、これは非常に悪い状況が私にはあるのではないかなあというふうに思うんですね。企業が栄えて、また大口町の町そのものが栄える一方で、住民がどんどん疲弊していくようなことがあってはならない、私はそのように思うんです。だから、こういう数字を見て町当局としてはどういうことを考えてみえるのか。今後、どういう施策をとったらいいのか。ただ単に滞納者に対して取り立てを厳しくすれば、それでこうした問題は解決するのかどうなのか、こうしたことが私はこの決算の中で問われることではないかなあというふうに思うんですけども、そこら辺の御見解をぜひ総務部長からお伺いをしておきたいと思います。

それから、保育料や給食費については納めていただけるように努力をしているということでもありますけれども、第4階層、第5階層、今保育料は九つぐらいでしたか、七つだったかね、たしか第4階層というと、私のところもたしか第4階層で払っておったような気がするんですけども、例えばある程度収入があるから払える世帯なんだろうというふうなとらえ方というのは、私は間違っていると思います。というのは、借金を考えてないんですよ。いいですか、収入の把握の中で考えられていないのは借金なんです。借金の返済が多ければ多いほど生活は大変になるのは当然なんですけれども、所得からその借金の返済分というのは控除されないんです。そうでしょう。控除されるのは、例えば給与の人で見ると、給与所得控除と基礎控除と配偶者控除と扶養控除、それから社会保険料控除、こういうものが考えられるわけですけど

も、しかし、借金というのは控除の対象ではないんです。じゃあ、商売をやってみえる人はどうかというと、営業所得から控除できるのは、借金は控除できません。その借金に対する利息は経費として控除はできますけれども、借金の返済金額そのものは控除の対象じゃないんです。ですから、給与の場合でも、それから営業収入の場合でも、借金というのは控除の対象じゃないんです。そういう意味では、こうした払えない世帯の方々の個々の実際の生活を本当に把握しないことには、一体どういう状態なのかということは把握できないんです。例えば、給与所得の人で源泉徴収票が税務課にあるからそれを見させていただいたとしても、その世帯の生活状況というのは実は把握できない、ここに私は問題があるのではないかなあというふうにも思っていますので、ぜひそうした世帯についての生活実態等々についても、よくよく私は調べていく必要があるのではないかとこのように思います。

また、そこで生活しておられる、特に子供さんの暮らしも実際どうなのかということも、こういう資料を見させていただくと、甚だ私は心配なわけでありまして。ただ単に払え払えというだけではなく、本当に税金もたくさん上がって19年度はよかったよかったということだけでなく、こうした状況になってみえる、そういうところにも光をぜひ政治の力で当てていただきたいなあというふうに思いますが、所得だけの把握、その数字だけの把握だけではなく、その世帯の生活実態もぜひ把握していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。給食費、また保育料について、またそれぞれ御答弁をいただきたいと思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 税の収入未済額、滞納繰り越し等についての御質問でございますが、今、吉田議員さんからの質問の中には、払うことができない、それが納税義務者の1割、1,100人からあるということはどういうふうにとらえるかというようなことで、今後どうするんだということですが、ちょっと私の分析とは違います。私は、払うことができない、こういう方も見えるでしょう、払わないという人も見える、そういうふうにとらえております。

それと、今、税務課が町税の滞納の徴収につきましては、県の知恵をかり、近隣の市町の状況、情報を得て、非常にいろんな角度で継続的に取り組んでおられるというふうに思っております。ですから、今後も県の知恵をかり、あるいは近隣の市町の知恵をかりて、この収入未済額を減らすという努力を進めていきたいというふうに思っておりますし、また不納欠損につきましては、今回、一般質問もいただいております。非常に残念なことかなというふうに思っております。こうならないように、税の公平性を確保するという視点からも収入未済額ができない、不納欠損で落とす額を少しでも少なくするというのを前提に、いろいろ

ると今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 給食費について質問いただきました。まず1点は、払うことができないのか、それとも払うことをお忘れになってみえるのか、3点目は払うことが嫌なのか。でも給食費である以上、お子様が学校へ出てみえて、その給食の時間をお迎えになられる以上、給食は食べてみえるかと思えます。ですから、多分払うことができないのか、払うことをお忘れになっているのかどうかだと思います。これは学校と給食センター並びに教育委員会を通じて個別対応で今後とも対応していきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 今、御質問をいただきましたが、保育料につきましては、算定をする段階で十分お支払いがいただける額であると、階層であるということで私の方はお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、総務部長さんから御答弁いただいたのは、多分払わない人についての御答弁をいただけたんだろうというふうに私は理解をするわけですね。この滞納者の中には払えない人と払わない人があるというような御答弁だったと思います。じゃあ、払えない人に対しては本当にどうするのか、それについての御答弁はなかったかと私は思いますので、いま一度御答弁を願いたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それぞれ税も含めてですけれども、減免規定等が整備をされておるわけでございます。こういうものの適用、さらには保険年金課の方が窓口等での納税相談という形、また私ども税務課においても休日、さらには時間延長等での納税相談、あるいは納税の窓口というのは設置をいたしております。ですから、私どもとしてできることは私どもなりに十分手当てをしておりますし、本当に払うことができないというようなことの内容につきましては、今お話をしました、そういう種々の機会の中できちっと見きわめていくべきかなというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので、次に移ります。

続いて、一般会計の歳出に入ります。

85ページから132ページ、款1.議会費及び款2.総務費について入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 決算書の95、96ページ、暮らし楽々まちづくり推進事業、成果報告書の45ページ、46ページに掲載されております。この件についてお尋ねをいたします。

運行事業費としては約4,000万、その他の経費を含めまして一般財源で4,240万支出しております。しかし、本町におきましては、公共交通機関もありません。そういう観点から見ますと、極めて有意義な事業であると思えます。

そこで、ちょっと視点を変えて考えてみたいと思います。

ここに1枚のチラシがあります。これは住宅を売るためのチラシです。この中に「大口町巡回バス川端停徒歩3分」という物件概要の案内がしてあります。これは、もちろんここにあります会社名はちょっと割愛させていただきますけど、住宅地図にも載っております。そういう視点から見れば、この4,000万は、確かに高額ではありますけど、一口に高い安いということは言えんじゃないかと思うんです。先ほど申し上げましたように、公共交通機関がありません。そういう観点からすると、この巡回バスは大口町の価値観を上げておるんじゃないかと私は思いますが、町長はどのようにこの事業バス、こういう私が見たような価値観を上げるというものと4,300万をどのようにとらえておられるか、お尋ねいたします。

議長(吉田正輝君) 町長。

町長(酒井 鎧君) 丹羽議員の御質問にお答えをしております。

付加価値がついたんじゃないかという御意見であったかと思っております。付加価値をつけるということが目的ではなしに、福利厚生を充実していこうと、こんな形で始めたわけであり、一般住民の弱者の交通手段として使えればいいなあとというふうに思いましたし、企業においては福利厚生としての通勤バスの運行と、こんな形になっていくのを理想としておるわけであり、

住宅地図にバス停が載った、あるいは不動産の売買される折にそうしたものが紹介されたり、こういうことも一つのメリットかなと、改めて感じておるところであります。

それよりも、まだ道半ばでありますので、この施策をもっと展開をしていこうということで努めてまいる予定であります。今、職員の方も企画を練って、巡回バスの利用をふやしていこうと、こんな形でやっておってくれますし、去年は1,000万ほどの売上収入と広告収入を賄ったわけであり、本年度は合わせて1,900万円を賄っていこうと、こんなことで逐次進めておってくれます。より一層充実した機関になっていくことを願っておるところであります。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番 (丹羽 勉君) これからも利用促進を図っていきたいということで前向きな御答弁をいただきました。また、ことしも4,000万、たしか去年も数千万円という事業費が使われました。また来年も4,000万かということがあってはなりません。やはりいつまでも町民も許してくれないと思いますので、ひとつ今御発言いただきましたような姿勢で、少しでも町民の負担が軽くなるように頑張っていたきたいと思います。ということ要望させていただいて、終わります。

議長 (吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1番 (吉田 正君) 通告してあることだけ質問をさせていただきます。

まず町長交際費であります。これは決算書の94ページですけれども、これは金額しか入っておりません。実はこの間、帳票閲覧をさせていただきまして、少しですけれども見させていただきました。

まずお尋ねしたいのは、平成19年4月23日に東京都の杉並区長さんに当選祝い電報を送っておられますけれども、これは町政とのかかわりは一体何なのか、ぜひお伺いしておきたいと思えます。

それからもう一つ、町長交際費の中で町長初登庁用の花束を8,000円で購入しておられますけれども、これも町政とのかかわりについて、かかわりは一体何なのか、ぜひお伺いしておきたいと思えます。

それから、続きまして公用車の管理・運営のことでお伺いしておきたいと思えます。これも別に金額的なことではないものですから、帳票閲覧させていただいた中で公用車1号車、2号車、それから町所有のバス、それから巡回バス、この3点のそれぞれの運転手さんの待遇等のことについてお伺いしておきたいと思えます。

まず、その公用車1号車、2号車の運転手さんの委託先については日本道路興運株式会社において委託されておりますけれども、この会社は一体どういう会社なのか。それから、なぜ随意契約とされているのか。それからもう一つは、3点目ですけれども、契約を見ると5時間までで9,135円という契約になっております。実際に運転をさせていただいている人には一体時給幾ら支払われているのか、ぜひお伺いしておきたいと思えます。

それからもう一つ、続いて町所有のバスの運転手さんについての委託先、これについてもお尋ねをします。この町所有のバスについては3社で競争入札をしておられます。平成19年度に

おいてはセントラルサービスというところが落札をしておられる。それで、私、担当の方に質問をしたわけですが、実は少なくとも平成17年度からずっと同じ会社が落札をしているということがわかったわけでありまして、本当にそのとおりなのかどうか、いま一度お尋ねをしておきます。

それから、この落札率というのは一体どういう率なのか。予定価格に対する実際の落札した金額の割合を見ればその落札率というのは出てくるわけですが、その落札率は一体どうなっているのか。

それから、この契約についても契約書を見させていただくと、5時間まででこれは倍ぐらいあるんですね。5時間までが1万8,900円ということになっておりますけれども、実際にその運転手さんには時給幾ら支払われているのか、このことについてもお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、私この請求書も見させていただいたんですけれども、この請求書を見ると、運転手さんを数量という形であらわされております。人数ではないんです、数量なんです。これは私は、大変失礼な表現の方法ではないかなあというふうに思うんです。恐らく町の委託されるものというのは、人を派遣してもらっているにもかかわらず、数量などという表現で処理されているものが多分ほかにもあるんだろうというふうに思うんです。だから、こういうものについては物件費の中で処理されているものが多くあると思うんです。物なんです。人じゃないんです。人扱いしていない。これは私は本当に失礼なものではないかなあというふうに思うんです。以前はこの町バスについては、町の職員の方が運転しておられましたよね。その点を考えますと、この委託ということは、こういう言葉一つとらえても非常に失礼なものであると同時に、人扱いしていない、そういう実態もこうしたところであらわれたなあということを思いますが、この点について町はどのように考えておられるのか、お伺いをしておきます。

それから巡回バス、先ほども出ましたけれども、この運転手さんのことについてお尋ねをします。町バスというのは大体朝の6時から夜の10時ぐらいまでですね、およそ16時間ぐらい運行しているんです、運行時間とするとね。私、毎朝新聞配達をやっている関係で、よく早朝から見るわけですが、もう5時半ぐらいから町内の車がとめられるようなところに待機しておられる、そういう状況も見ます。私は、運転手さんの拘束時間がかなり長いように見受けられるんです。実際のその巡回バスの運転手さんについての拘束時間というのは一体何時間なのか、このことについてもぜひお伺いをしておきたい。

それから運転手さんに対する給料、大体1人当たりになると一月38万円ぐらい支払っておられる、単純にその人件費を割り返すと運転手1人当たり38万円ぐらい、町はその委託先に払っておるといふことだそうでありまして、実際にその運転手さんに対して渡る給料は、時

給に換算すると大体どのくらいになるのか、ぜひこのことについてもお教えをいただきたいと
思います。

それから最後に、運転手さんとは関係ないんですけども、役場職員についてお伺いをした
いんですけども、常勤雇用の役場職員というのは一体何人おられるのか。で、その職員の扶
養家族というのは一体何人おられるのか、そのことについてお伺いをしておきます。以上です。
議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、昨年4月23日に杉並区長に対しての当選祝いの電報を打ったことであります。これ
につきましては、以前、杉並区にあります児童青少年センター、児童館ですけども、の設置
と運営につきまして町長が視察をした際に、区長みずから非常に有益で参考になる教示をい
ただいたという経緯がありまして、今回、選挙に際して再選をされたということでの当選祝
いの電報をさせていただいたということでもあります。

それから、町長の初登庁の花束を購入しておられるけれども、町政とのかかわりはということ
ですが、町の選挙で選ばれて、4年間これから町の代表として町政を担っていくという節目に、
登庁をした折に、そのお祝いを兼ねて花束を贈呈したということでもあります。この件につつま
しては、この間の大口町の慣例でもあるというふうに理解をしております。

それから、巡回バスの運転手の拘束時間につきましては、ルートによって違いますけれども、
5.5時間から10時間、4台のバスを9人の運転手で運行をしておるという状況になっておりま
す。

それから運転手に対する給料は、聞くところによりますと、60歳以上の方が中心ということ
で、時間給1,000円を切ることはないというふうに聞いております。

それから、この労働条件を考慮しなくてもよいかということですけども、巡回バスに関し
ていえば非常に安全性の問題があります。したがって、今回のダイヤ改正におきましても、
会社と運転手の代表者を交えてダイヤを決め検討をやっていったという経緯があります。そうし
た中で、基本的に1時間半の運行で10分から20分の休憩をとるというようなことで、これは運
転手を物とか云々とかということではなくて、町が運行しておるバスの安全性という観点での
必要性から、そういう考え方で今回ダイヤ改正をさせていただいておりますので、御理解をい
ただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 吉田正議員から公用車1号車、2号車並びにバスの運転業務に
ついての御質問をいただきました。

まず、1号車、2号車の運転業務の委託先の日本道路興運株式会社についてのお尋ねござ

いますけれども、18年、19年の指名参加資格申請書の内容によりますと、これは正確には日本道路興運株式会社名古屋支店と契約をしておりますけれども、本社は東京にございます。業務内容としましては、車両の運行管理、それからちょっと全然畑違いになりますけど、建物の清掃とか貯水槽の清掃、そういった業務を上げてあります。また、会社のホームページなんかを見ますと、そのほかに放置車両の確認事務とか交通管理業務とか、そういったものも取り組んでおられるようございます。

それから2点目の、なぜ随意契約をしているかという点でございますけれども、これにつきましては、1号車、2号車につきましては、主に町長、議長、副議長、副町長、そういった町の要職を乗せるということで運用しております。したがって、運行業務に携わる者の運転技術もさることながら、会社並びに運転手との信頼関係が重要となります。経費面におきましても企業の方で努力をされておられるということで随意契約をさせていただいております。

それから3点目の、契約の中で5時間まで9,135円になっておりますけど、その中で実際に運転手に支払われた金額は時給幾らかというお尋ねでございますけれども、個人のプライバシー、また会社の企業の経営関係の秘密事項に当たるということで正確な数字は教えてもらえませんでしたけれど、平均的な価格で1時間当たり1,200円を支払われているということで聞いております。

続きまして、バスの運転手の委託につきましてですけれども、1点目のセントラルサービスへの委託について、17年から同じ会社が落札しているということでございますけれども、そのとおり、17年から引き続きセントラルサービスが行っております。

また、2番目の落札率につきましての御質問でございますけれども、18年度の資料をちょっと紛失したかわかりませんが、ちょっと見当たりませんでしたので、19年、17年の状況だけ報告させていただきますけれども、5時間までの運転が主だということで、この5時間までの金額での入札を行っておりますけれども、17年度につきましては98.1%、19年度につきましては、実績を考慮しまして予定価格を下げたということがありまして99.7%の落札率になっております。

それから3点目でございますけれども、運転手に実際に支払われている時給は幾らかということでお尋ねですけれども、これにつきましては先ほどの1号車、2号車と同じようなことでございますけれども、こちらの会社の方につきましては、社内の経営に係る秘密事項ということで数字は教えていただけませんでしたので、よろしく申し上げます。社内の規定どおりちゃんと支払われておるということで聞いておりますので、お願いいたします。

それから4点目の御質問で、請求書の中に数量という言葉があつて、これは人を指すということで失礼ではないかということでございますけれども、請求書の内容に数量欄1ということ

で、こういった表現で実際に来ておりますけれども、これについては運転業務、運転手さんの派遣で人数を書いていたという趣旨のものでございまして、この中身は回数、5時間までの運転業務を何回やったかということで、回数で表現をされているものということで理解しています。会社側につきましても、いろんな請求書を同じもので請求をされているということで、適切な表現になっていない部分もあるかと思っておりますけれども、そういった部分で、今回は大口町に対する部分については回数ということで理解しております。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 役場職員につきまして2点ほど御質問をいただきました。

一つ目に常勤雇用役場職員は何人かということですが、本年7月1日現在で191人おります。

二つ目に、その職員の扶養家族は何人かということですが、178人ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前 11時53分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（吉田正輝君） 税務課長より発言を求められておりますので許可します。

税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 先ほどの中で吉田正議員さんの方から老年者の口座振替の人数の御質問がございましたが、数値の方がわかりましたので御報告させていただきます。

65歳以上の納税者として1,463名、そのうち口座振替を行ってみえる方が791人ということで、率として54%を占めております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） それでは、質疑を再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑もないようですので、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

続いて、131ページから164ページ、款3.民生費について、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので、民生費の質疑を終了いたします。

続いて、163ページから184ページ、款4.衛生費について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、衛生費の質疑を終了いたします。

続いて、183ページから196ページ、款5.労働費から款7.商工費までについて、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、労働費、農業費、商工費の質疑を終了いたします。

続いて、195ページから210ページ、款8.土木費について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、土木費の質疑を終了いたします。

続いて、211ページから218ページ、款9.消防費について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、消防費の質疑を終了いたします。

続いて、217ページから278ページ、款10.教育費について、ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 272ページにはグラウンド用地の購入費9,477万円、執行された旨の記載がございますが、公共用地を取得するというに当たっての問題があるかと思えますけれども、現在、駐車場ですとか、公園ですとか、借地が多数ございます。もともとは農地であったものを町がお借りをして、造成をして公園や駐車場にしているわけでありましてけれども、土地の売買契約の中には、土地を返してほしいという時期には返してほしいんだと、その際には農地、いわゆるもとの形状、農地に戻してほしいというような契約もあろうかと思えます。今回、この上小口のグラウンド用地を購入したわけでありましてけれども、もともとは農地であります。町がお借りをして造成をして、上小口のわかしゃち国体記念公園にしたということですが、これを買ってほしいということで申し出られて、これを買う際には鑑定評価をしたわけですが、宅地として鑑定評価をするということでもありますので、もともと自分が所有していたのは農地であるけれども、町がお借りをして、そして町の手によって造成をして、それで宅地化されているから、買う際には宅地並みの価格だというのはどうも私は解せないわけでありまして。そうなりますと、何とか町で駐車場でも公園用地でも借りてくれないかと。それを今度買ってくれと言った際には、ただ単に調整区域の農地が宅地並みに扱われて莫大な利益を得ることができるということになるわけですが、現状、大口町のそうした農地をお借りして、そして町が利用している、そうした土地については、私はもとの形状の土地、つまり農地としての評価を行って決済をするというのが公平な公正なあり方じゃないのかなあというふうに思うわけでありましてけれども、そのことについての御所見を伺っておきたいというこ

とと、現状、賃貸契約をやっている場合に、その契約を解除した際、それを町に買ってほしいという場合には現状の、いわゆる現在の土地の形状として取得をするのが当然なのか、もとの形の土地として買うのが至極当然なのか、どのようにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（近藤定昭君） 田中議員から上小口のわかしゃち国体記念公園についての用地購入につきまして御質問いただきました。こちらのグラウンドに関してだけお話し申し上げますけれども、現時点的には、いわゆる賃貸契約で借りることになった時点から、既にそういうふうな意向に基づきまして用地が農地から外れて現状の、雑種地といたしますか、公園的な運動場用地としてなったわけでございます。そういったことから、これは当然その時点で評価すべきというふうな判断基準によりまして、議員の言われるようにもとの農地という価値観では既にないわけでございます。じゃあ、もとの農地に戻すかということになりますと、当然それに対してはまたいろいろと手続等が入ってくるわけですが、そういったことにつきましても、最終的にまた買い上げてくれということになりますと、現況のグラウンド用地というような形にしなければなりません。そんなことで最終的には現況の状況での買い取りになるのではないかと思います。

それから賃貸で借りる場合でありますけれども、いわゆる賃貸契約を解除した場合、原状復旧というのは当然一項目に条文に入っておるわけでございます。これは相手方の意向に基づきまして他の用途に戻したい。昔でいいますと、よくお話がありましたのが、相続税納税猶予の関係で雑種地とか宅地になっておりますと評価額が高くなる、それでは困るので、そういった解除することによって農地に戻す、それによって納税猶予の適用を受けられるというようなことがございまして、農地に戻すというふうなお話もついておるわけでございますけど、今回、そういった契約の中でございますけれども、最終的に町が買い取るという前提のものであるならば、いささか意に反するかもわかりませんが、現況の宅地でといたしますか、グラウンド用地としての地目で購入していくと。それが鑑定評価でもそういった形の中でさせていただいておるとというのが現状でございますので、一応報告させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 多くの借地があるわけですが、上小口の土地の賃貸契約の項目を見ても、どういう場合に大口町に対して買い上げの要請ができるのかというようなことは何もうたってございません。地元議員等にお尋ねをすると、そんなものは途中で買い上げてもらうなどという約束事は何もなかったと。そんな合意はなかったと。未来永劫と言えは語弊がある

けれども、ほぼ半永久的に借地というようなことで認識をしておいたというようなお話も伺うわけですが、今説明があったように相続というようなことで相続税を払わなきゃいけない、多額に上ると、そういう理由があればそれはある程度理解ができる、買い上げでやむを得ないというふうに思うわけでありましてけれども、そういう事情でもない、ただ単に家計が困っている、早く買ってほしいんだというような御説明しかなかったわけでありましてけれども、そんなことで今借地全部が、じゃあおれも買ってくれ、おれも買ってくれということで一斉に申し出られたら大口町は困っちゃうわけです。どういう場合にそれは買収するのか、それらについて今後は賃貸契約書の中にきちんと明記をしておかないと、これは有力者の口ききによって便宜がはかられたというように誤解をされる危険もあるというふうに思うんですが、現在の賃貸契約で借地をしている土地について今後そういう申し出があった場合に、どのような条件下では買収するしないというようなことを明確にしておかなければ、これは住民の皆さんの御理解が得られないんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 現在、公共用地にお借りをしておる契約書の書式は、多分同一の書式になっておるかと思えます。それで、返還を求められてお返しをせないかるときは、先ほど生涯学習課長が答弁をさせていただいたのが契約条項に入っておるというふうに思っております。

それで、具体的に今の契約を解除する、買い上げをしていただきたい云々、契約を解除するというような項目をとということですが、いずれにしても、その現契約書の中には契約期間が満了する何ヵ月前に申し出をして、双方協議する中でその買い上げ云々ということになっておるというふうに思っておりますので、それを今個別に、こういうケースは認めますよ認めませんというようなことを現在の段階でその契約書の書式の中にうたうということは考えておりませんが、大口町の中でその取り扱いについて統一的なものを持つということについては、十分に関係する部局と調整をし、また町の統一的な考え方を持つということはしていかなければならないというふうには思っております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 先ほど申しましたように上小口のグラウンド用地については、途中で買い上げをしていただくんだというような説明や地主からの要請や合意などは一切なかったというふうに聞いているわけです。ですから、契約書の中に今回のようなケースで、おれも買ってくれ、おれも買ってくれと言われたら困るでしょう、これは。あの人の分は買ってやって、この人の分は買わないというような区分けは、きちんとどのような場合にその区分けをするのか、

そういうことを明確にしておかなければ、これは不公平きわまりないというふうに町民の皆さんから批判をされかねない。今回のケースは、まさにそのとおりだというふうにしか私は言いようがないわけでありましてけれども、その基準というのとは一体どうするんですか。今、全体に大口町の借地というのとは何平方メートルぐらいあるんですか。それ全部一遍に買ってくれなんて言われたら困るでしょう。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町全体の現在の借地の面積については、今手元にちょっと資料がございませんのでお答えはできません。また後ほどお答えをさせていただきます。

それと、私どもも現在でもそうですけれども、契約をしておる相手方によってその区分けをしておるといふことの認識は持っておりません。ですから、今もお話をしましたように、町としてどういうときに借地について買い上げをしていくんだというような統一的な考え方、扱いについては示し、あるいはその考えていく統一的なものを持つということは必要があるかというふうに思いますが、個々の契約書の中でそれを明記するという考え方は持ってはおりません。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 例えばさつきの児童遊園については、地主さんのお考えもあって返していただきたいときにはもとの形、形状、いわゆる原状に戻していただきたい、つまり農地に戻して返していただきたいという項目が入っていると言えるかと思うんです。つまり賃貸契約も、その土地その土地によって契約書が一律ではないというふうに私は認識をしております。だとすれば、契約書はそれぞれのケース・バイ・ケースで違う、そしてまた買い上げていただきたいということについてどのように対応するのかということについても、それは一定契約書の中にきちんと明確にしておかないと、ケース・バイ・ケースで判断するということでは、これは規律性に欠けるなあという気がするわけです。今、部長からそういったことについての基準等、内部的に持つ必要があるかもわからんというような答弁もありましたけれども、本当に借地は多いわけでありまして、また経済変動も非常に激しい。中には家計が急に窮するというような方も出てこないとも限らないという状況の中で、そういうことについては何か基準をきちんと明確にしておく必要がありますし、契約書そのものが一律ではないというふうに私認識しておりますので、そこらも認識を新たにして、こうしたことについて住民の皆さんの疑惑を招かないような、公平・公正な用地買収のあり方をきちんと確立をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 田中議員さんの2回目の質問で借地の総面積がどれくらいある

かという御質問でございますけれども、有償のもので19年度の借地につきましては20施設で、合計面積としまして6万5,670平米ほどになっております。以上です。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、具体的に案件としてお話がありましたさつきヶ丘の児童遊園については、私もいつときその事務にかかわっております、その借地の経過というんですか、そういうものを私なりに理解をし、また借地をお願いしておる相手の方とも毎年必ず1回は面談をし、その契約更新をするというような形でお話をしてくれておるんですけども、そのときに私がお話したのは、できれば町有地として購入をしたいというようなお話も申し上げてきた経過もあるんですけども、そういう中で、なかなか相手方との協議が調わなくて、現状に、さつきヶ丘の児童遊園の用地につきましてはそんな状態になっておるといふふうに、自分は今認識しております。

また、ほかの借地についても、いろんなケースがそれぞれ担当課の中で地主さんとのお話とか、そういう中であるのではないかなあと。すべてを私が掌握しておるわけではございませんが、できたら町全体の財政を考えていく中で、確かにその事業の進捗を考えたときに、今借地でどうしてもその事業の進捗を図らなければならないというようなケースもあって借地をお願いしてきたというケースもあるでしょうし、それがどうというわけではないんですけども、その借地に係ります経費というものも毎年経常的な経費で支出をしていかなければならないというような現状もございます。そういう中で今考えておりますのは、その相手の地主さんとお話ができるものについては、町の予算の範囲内で購入できるものについては購入していきたいという考え方を持っております。さりとて田中議員さんが言われるように、6万5,000平米からの借地について、皆さんがその声を一つにして購入してくれというようなことを言われましても、今の大口町の財政の中ではそれは対応することができません。ただ、やはりその相手様の御都合、それから相手様の意向として、なかなか今の借地を購入に変えていくというのが難しいというのが現状としてございまして、そういう中で先ほども言いましたように、町としての統一的な見解を持つということは必要だといふふうに思っておりますし、そういうものがないといかんだらうといふふうに思いますけれども、契約書の書式の中でそれを個々にうたうといふようなことは考えてはおりません。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） ないようですので、教育費の質疑を終了いたします。

続いて、277ページから281ページ、款11.災害復旧費から款14.予備費まで及び実質収支に関する調書についてに入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、以上をもちまして一般会計の質疑を終了いたします。

これより特別会計の質疑に入ります。特別会計は、歳入歳出一括して質疑を行います。

283ページから287ページ、大口町土地取得特別会計について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町土地取得特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、289ページから303ページ、大口町介護保険特別会計について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、305ページから321ページ、大口町国民健康保険特別会計について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、323ページから327ページ、大口町老人保健特別会計について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、329ページから333ページ、大口町国際交流事業特別会計について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町国際交流事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、335ページから345ページ、大口町公共下水道事業特別会計について、ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 宇野昌康君。

15番(宇野昌康君) この案件につきまして、本題じゃなしに関連で質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

公共下水道事業も昭和62年、ちょうど私が議員になった年の後半から始まりまして、ちょうど私の議員の年数とともに歩んできたわけでございまして、いろいろと皆様方の御尽力によりまして本当に進捗状況も良好だと思っております。

しかしながら、今月の広報に発表されました公共下水道計画、当初私は全く気がつきません

でしたけれども、私どもの一区民から指摘を受けまして、じっくり眺めましたら、ちょっといつものとおり約束が違うなど、こんなことを考えたわけでございます。それは、私は二、三年前にも質問いたしまして、上小口地区は遅くとも二十二、三年に着工だろうと、こんな話を承っております。一番上におるから、市街化優先で調整区域は遅いという話も聞いておりました。今、市街化とか調整区域の問題は私はないと思っております。それは何か。都市計画税が徴収をストップされました。そして一般会計からの予算で全部賄っておるわけでございます。この図面と説明を見まして、私どもの上小口地区、それから下小口の竹田とか天神地区とか中小口の一部、こうしたところが「全体計画とは、将来的に下水道が使える区域をあらわしています」、この区域に入っておるわけでございます。私は、地元におきまして、生活道路も非常に悪いところがたくさん出ております。そうした指摘を受ける都度、まあ23年ごろには工事が始まるから、それが完了すると、しっかりとまた舗装もやっていただけますので、それまで辛抱していただきたい、こんなことを申し上げてきましたし、それから、まだ今私どもの地域にもくみ取りの方も大勢見えます。そして新しく家を建てられる方も、まだきのう見えました。「宇野さん、建てたいけど、下水と一緒にやりたいけど、浄化槽をつけるとまた余分な金がかかるけど」という話になりました。いや、私は二十二、三年ごろに、上小口は最後にかかっていたかとということでしたが、広報を見ましてがっかりしておるところでございまして、あしたの質疑で一遍質問したいと思っておりますが、残念ながらいつかわかりませんという、そんなお話をしましたら、がっかりして帰られましたが、この大体3地域におきまして認定が行われていないということだと思います。といいますのは、いつから工事にかかるかの予定も全然ございません。そして私がお聞きしますと、河北地区、こちらは市街化ですのでということでしたが、一番上だから一番遅いよと、これは仙田議員当時からそんな話がされておりましたが、河北が私どもより早く工事にかかる。25年ですか。そしてたまたま上小口地区を幹線が全部通っていくということ。その工事のときに、それは河北地区に続いて認可をとっていただけたら、私はこんなことを言いませんけれども、上小口地区に幹線が入って、その工事をずうっと東へ幹線が走る。そして、なぜ私どもの上小口にそうした認定の日付がないということ、これは竹田も天神地区も同じことだと思いますが、この辺の考え方をひとつお願いしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 下水道課長。

下水道課長（江口利光君） 今後の五条川右岸の下水道計画について御質問をいただきました。現在、五条川右岸につきましては、下水道の幹線は中小口地区まで完了いたしておりますが、今年度中には県道齋藤羽黒線を横断し、上小口学共の東側付近まで延伸をする予定をいたしているところでございます。また、この幹線工事に合わせまして中小口地区の面整備を行って

るという状況でございます。

現在の下水道事業につきましては、平成18年度に行われております事業認可に基づき進めているところでありますが、今後の整備予定区域といたしましては、9月広報で周知させていただいているとおり、現在の認可の期限となります平成23年度までに県道齋藤羽黒線の南側の上小口地区の集落の一部並びに産業団地までを整備する計画をいたしております。

その後の整備につきましては、事業認可の期限が切れます平成23年度までに再度事業認可の変更手続きを行い、区域の拡大をいたしまして整備を進めていく必要があるわけですが、認可の変更に当たりましては、おおむね5年以内に整備ができる区域でなければならないということになっております。このため、次回の変更に当たりましては、さらに下水道整備の投資効果を上げるべく、右岸の最上流になります河北地区並びに今年度に幹線が通過いたします県道齋藤羽黒線の北側の上小口地区の集落の面整備に着手できるよう、今後、区域の拡大の検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 宇野昌康君。

15番(宇野昌康君) 今、御説明いただきましてわからんわけでもございませんが、私もかつて、今18年と言われましたが、それ以後にたしか聞いた覚えがあると思っておりますが、二十二年、三年ごろということ、私も年取って聞き覚えがないと……、こんなことはしっかりと覚えておるつもりでございますが、今、課長のとおりにやっただけならば結構だと思っておりますが、どうもこういう言い方は失礼かもわかりませんが、担当がかわられるたびに変わっていくような、そんな気がして仕方がありませんので、副町長さん、あなたは副町長になられる前にはこうした部長さんも長年務めて、そんなキャリアを持ってみえます。そうした方からもひとつ、間違いなく今後そうした体制でとっていけるかということを一言お聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長(吉田正輝君) 副町長。

副町長(社本一裕君) 宇野議員さんからの御質問でございます。今、担当の下水道課長の方からお話を申し上げました。また、今月号の広報につきましては、御承知のように皆さん方に御案内も差し上げておるという状況でございます。もちろん、今まで過去にもこういった計画について特殊な事情でおくれたこともございましたけれども、ぜひとも今の計画に乗って進められるように、また今後努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宇野昌康君。

15番(宇野昌康君) 最後までございます。思ったとおりの答弁でしたけれども、最後に、失礼でございますが、酒井町長さんに御見解をお伺いしたいと思いますが、今、大口町は新しいまちづくり条例、これは地区懇が今始まっておるところでございます。そうした新しいまちづくりの取り組みの中に、一番生活環境をよくする公共下水道は何ら関係ないでしょうか。私は、多くの大口町の住民が平等ないい環境を持つべきだと思っております。なるほど努力をしていただいたとは思っております。しかしながら、やはりおくれた地域の者に対しましては非常に劣等感があるかと思えますし、今度の地区懇でもそんな声が出ると困るなあと、こんなことさえ思っておりますが、そうしたいろんなこれからの大口町のまちづくりの中で町長さんはこの下水を含めてどういうお考えか、最後に御見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(吉田正輝君) 町長。

町長(酒井 鉄君) 宇野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

流域下水道事業につきましては、犬山市、あるいは大口町、あるいは小牧市、こういう形で左岸については進めてきたわけでありまして、右岸につきましても各市町と連携をとりながら進めてきたという経緯があります。特に昭和46年ごろから始まったのではないかという記憶をしておりますけれども、当初、私どもは他市町より先駆けてこれを申し込んだというふうに思っておりますけれども、実は他市町よりおくれてきたということでありまして。そのことに対しては私ども大変不満を持っておりますし、早急なる施設を施工していくことが必要であると思っております。特に下水道事業につきましては、なかなか目に入らない事業でありますけれども、私どもは手を抜くことなく推進をしていきたいと、こういうことを強く組合にも要望していきたいというふうに思っております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

特に上小口地区につきましては、おくれてきたということでありまして、私が当初計画を聞いたときには、平成27年完了ということで聞いておりましたので、23年という数字が出てきましたので、そういうこともあるかなあというふうに考えておりますけれども、今後、できるだけ早く推進ができますように努力をしてまいりますので御理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします

続いて、347ページから353ページ、大口町農業集落家庭排水事業特別会計について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町農業集落家庭排水事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、355ページから359ページ、大口町社本育英事業特別会計について、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、大口町社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、361ページから380ページ、財産に関する調書について、質疑に入ります。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 378ページの基金ですけれども、土地開発基金1億8,830万2,000円ということで金額が載っております。貸付金が1,702万7,000円ということで、これは一体どういうものかということ、決算の方の成果報告というか、決算認定についての議案の方の26ページを見ると、基金は前年度に引き続き大口町土地取得特別会計に1,702万7,000円を貸し付けて運用しているということが書かれているんです。貸し付けて運用しているという言い方なんですけれども、貸し付けは当然されておられるんでしょうけれども、その運用されているというのが私はわからないんですね。例えばそれが運用されておるとすれば、お金を貸すわけですので、貸すからには利息を取られるのが普通なのかなあということも思うんですけれども、しかし、この貸付先が土地取得特別会計ですので、同じところですので、その利息を生まない、無利息でそれは貸し付けておるんだらうということだとは思いますが、一体この貸付金というのは何に対して貸し付けをしているのか、どこを見てもこれ書かれていないんです。教えてくださいませんか。

議長(吉田正輝君) 企画財政課長。

企画財政課長(掛布賢治君) 吉田正議員から土地開発基金の貸付金についての御質問をいただきました。この内容につきましては、平成10年度に余野区画整理の残地、この当時は457平方メートルほどでありますけれども、2,405万3,736円で購入をしております。場所につきましては、小口地蔵堂ほか地内ということでございますけれども、そのうちの南北に細長い土地でありまして、地蔵堂地内のうちの北の方に位置するもの7筆、309.38平米、この分が貸付金の1,702万7,252円と、円単位まで申し上げますとそうっておりますけれども、これにつま

しては中小口区画整理区域内に入るということで、同組合の区画整理の中で処理をするということ、貸付金の状態のまま残っておるわけです。この区画整理の中で整理をされた時点で基金に償還をするという形になります。

残りの部分につきましては、区域外であるため払い下げの対象となっている土地ということで、既に平成15年までに払い下げたものも含めまして貸付金を基金に償還をさせていただいております。19年度末でその払い下げが残っているものにつきましては、6筆の78.64平米ということでございます。当初、土地取得特別会計が購入するにしてもお金がございませんので、土地開発基金から借り入れて購入するという形で買ってまいりますので、今現在、その土地開発基金から借り入れをした状態のままのものが1,700万ほど残っておるということでございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) そうすると、まだ払い下げをするべき土地も、まだ小さな土地が残っている。それから、中小口のその区画整理地内でそれは処理されるべきその土地があるという、その分の1,702万7,252円、こちらの議案の26ページの方を見るとそういうふう書いてあるわけですね。それは了解できたわけですがけれども、それではこれらの土地ですね、その区画整理に組み入れられる309.38平米と払い下げをする78平米の土地があるわけですがけれども、その土地の価値というのは今現在どうなっているのでしょうか。1,702万7,252円という価値というか評価、これが今もこういう評価に実際になるのでしょうか。そこら辺をちょっと教えてください。

議長(吉田正輝君) 企画財政課長。

企画財政課長(掛布賢治君) すみません、1回目の質問で運用についての御質問がありましたけど、お答えをしておりませんでしたけれども、これにつきましては今の1,702万7,252円につきましては購入時点の価格ということでございます。払い下げをしたとか、その区画整理等で処理をされた時点で、率についてはまた検討の余地がございますけれども、その時点での利子をつけて基金にお返しをするということになりますので、今の1,702万7,000円については購入時点の価格ということで御理解いただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) また決算委員会で聞きますけど、要はこの買われた土地の価値そのものが今現在も1,702万7,252円の価値があるかどうか、その点についてはどうなんですか。

議長(吉田正輝君) 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 今1,700万円の土地につきましては、現在、価値があるかということでございますけれども、平成10年に購入した時点での単価を申し上げますと、1平米当たり5万2,000円ということで購入をしておりますけれども、これは形状的にはちょっと細長くて、その一筆一筆をとればちょっと利用がしにくいところもございますけれども、中小口の市街化区域内でありますので宅地として十分利用ができますので、それ以上の価値はあるかと思えます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これをもって認定第1号に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時12分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時15分）

議長（吉田正輝君） 企画財政課長より発言を求められておりますので発言を許可します。

企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 先ほど土地開発基金の吉田正議員さんからの御質問で単価の御報告をさせていただきましたけれども、少し間違っておりましたので訂正をさせていただきます。

309平米の基金の貸付金の中で2種類、場所によって単価が少し違っておりまして、そのうちの140平米ほどにつきましては取得価格1平米当たり5万9,400円、もう1ヵ所につきましては168平米ほどになりますけれども、こちらの方の取得価格は1平米当たり5万1,400円ございましたので訂正させていただきます。

議長（吉田正輝君） それでは、午前中の質疑の中で議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について誤りがありました。ただいま正しい予算書に差しかえをいたしましたので、健康福祉部長より訂正箇所の説明を求めた後、議案第54号の質疑に入ります。

健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） ただいま議長さんからお話がありましたように、午前中の質疑の折、丹羽勉議員さんから議案第54号の平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2

号)につかまして、歳入につかまして繰越金の額、これにつかましては19年度の決算における歳入から歳出を引いた金額でよろしいですかといった趣旨の御質問をいただきました。改めまして事務局の方で金額を精査させていただきました。結果的には繰越金が当初議案として配付した金額に誤りがあったということが判明しまして、お手元の方に正しい補正予算の議案書を提出させていただきました。その内容につかましては、繰越金が50万1,000円余分に計上されておったということで、それ相当額の繰越金を減額し、さらには歳出におきましては予備費において50万1,000円を減額するといった差しかえの補正予算書を配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

いずれにしましても、こうした単純ミスが今後ないように十分意を用いて事務に邁進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いします。

議長(吉田正輝君) 議案第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) ないようですので、これをもって議案第54号の質疑を終了いたします。

本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時20分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時22分)

議長(吉田正輝君) お諮りいたします。明日9日火曜日に議案に対する質疑、議員提出議案第3号から第6号の提案説明及び質疑、特別委員会の設置、委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑は終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第3号から議員提出議案第6号までについて(提案説明・質疑)

議長(吉田正輝君) 追加日程第2、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてから、議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号及び第4号について、吉田正君。

1番（吉田 正君） 議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第3号及び第4号の説明を朗読をもって説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第3号

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月8日提出

提出者 大口町議会議員 吉 田 正

賛成者 大口町議会議員 田 中 一 成

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）

75歳以上の高齢者を対象とした、後期高齢者医療制度は、本年4月から実施され、保険料の年金天引きが進むにつれて、制度の見直しや廃止を求める声が、燎原の火のごとく広がっています。制度の見直しや廃止を求める意見書は、633の地方議会で可決されています（7月22日現在、中央社会保障推進協議会調べ）。愛知県を含む35都府県の医師会も、撤廃や見直しを求めています。

野党4党共同提出の廃止法案は、参議院で可決され、衆議院において継続審査となっています。

そもそも後期高齢者医療制度は、国の医療費支出削減をねらい、高齢者に重い医療費と保険料の負担、差別的な医療給付を押し付けるものです。

一部高齢者の一時的な負担軽減を図る政府の「優遇措置」によって、抜本的に改善されるわけではありません。高齢者に、高負担と差別医療を押し付ける差別法は、撤廃するほかありません。

よって、大口町議会は政府に対して、後期高齢者医療制度を廃止して、あるべき医療制度について財源問題も含めて、国民的議論を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月 日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

衆議院議長 河野洋平
内閣総理大臣 福田康夫
厚生労働大臣 舩添要一

以上であります。

議員提出議案第4号

後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費 助成制度の適用を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月8日提出

提出者 大口町議会議員 吉田 正
賛成者 大口町議会議員 田中 一成

後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費 助成制度の適用を求める意見書（案）

愛知県は、今年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者を、県の医療費助成制度の対象から除外しました。65歳から74歳の障害者が、後期高齢者医療制度を選択すると、新たな保険料負担が発生するなど不利益をこうむる場合があります。

障害者から、どの医療制度に加入していても、障害者医療費助成制度の適用を求める、強い要望があります。

65歳から74歳の障害者の後期高齢者医療制度加入は、強制加入ではなく任意です。

厚生労働省は、7月23日、都道府県知事に対して、65歳から74歳の障害者が医療費助成を受けられる場合に、後期高齢者医療制度への加入を条件にしないように「適切な対応」を要請しています。

大口町議会は、愛知県に対して、後期高齢者医療制度を選択しない、65歳から74歳の障害者に、医療費助成制度を適用するように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月 日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 神 田 真 秋

以上であります。

議長(吉田正輝君) 議員提出議案第5号及び第6号について、田中一成君。

2番(田中一成君) それでは、議員提出議案第5号と第6号について朗読をもって提案をさせていただきます。

議員提出議案第5号

国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月8日提出

提出者 大口町議会議員 田 中 一 成

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書(案)

原油・燃油高が、国民の暮らしと営業に大打撃を与えています。特に農業・漁業者、運輸などの中小企業は、存亡の危機にさらされています。問題なのはこれらの一連の高騰が、需給関係だけでなく、投機マネーによって増幅されていることです。

政府の「通商白書」によれば、125.5ドルの原油価格(5月時点)のうち、50.8ドルが投機資金による押し上げ分です。投機マネーによって、実に4割前後も価格が吊り上げられています。

このように投機マネーによる価格押し上げは、国民には何の責任もありません。不当に押し付けられた経営危機の問題は、政治の責任で解決するしかありません。

政府は国際的な協調の力で、投機マネーを規制するための実効ある行動に、踏み出すことを求めます。投機マネーの規制で価格引下げが実現するまでの間、農業・漁業者、運輸などの中小企業などに、次の緊急支援措置をとるよう求めます。

農業者には、 燃油などの依存が高く価格転嫁の難しい施設園芸等に、燃油の価格高騰に対する直接補填を行うこと、 加工原料乳、肉用子牛、畑作物をはじめ国の助成金のある農畜産物については、燃油や飼料価格、肥料のコスト上昇に見合った、単価の引き上げを行うこと、

飼料については現行の飼料安定基金への支援を強化し基金の赤字分を国の責任で補填するこ

と、長期的な高騰に対応するための特別基金を国の責任で創設する、当面の飼料増産対策として飼料米や秋まき大麦の増産対策と価格補填を行うこと、米については、コストアップをカバーできるように、不足払い制度の導入を真剣に検討すること。漁業者には、漁業用燃油の急騰に対する直接補填、漁業用A重油、船舶用軽油に対する税の減免の継続、休業に対する補填の実施、700億円近い漁港整備予算などのうち、不急な工事費を漁業経営の維持を図るための予算に組み替えること。運輸などの中小企業には、軽油・揮発油税の暫定税率廃止、燃油高騰に対応した直接補填などです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月 日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康 夫
農林水産大臣 太 田 誠 一
財 務 大 臣 伊 吹 文 明
国土交通大臣 谷 垣 禎 一

議員提出議案第6号

食料自給率の向上を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月8日提出

提出者 大口町議会議員 田 中 一 成

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

食料自給率の向上を求める意見書(案)

日本の食料と農業は、新たに深刻な危機に直面しています。わが国の食料自給率は、世界でも異常な40%にまで低下し、耕作放棄地は全耕地の1割近くにも達し、農業就業者の高齢化が進行しています。しかも生産者米価は暴落を続け、政府が「モデル」としている大規模農家でさえ、「やっていけない」のが現状です。

世界の構造的な食糧危機のもとで、わが国の食料自給率の向上、農業の「再生」は待ったなしの課題です。

また食の安全・安心を大きく揺るがす事態が頻発しています。食に関する信頼を高め、安

全・安心の生産・流通の拡大が求められています。このようなことから、国におかれては、次の事項について対策を講じられるように強く要望します。

(1)価格保障・所得補償など、農業経営をまもり、自給率向上に必要な制度を抜本的に充実する。

(2)現在農業に従事している農家はもとより、農業の担い手を増やし、定着させる対策を抜本的に強化する。

(3)日本農業の自然的・社会的条件や多面的機能を考慮し、各国の「食料主権」を尊重する貿易ルールを確立し、関税・輸入規制措置など必要な国境措置を維持・強化する。

(4)農業者と消費者の共同を広げ、「食の安全」と地域農業の再生を図る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月 日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康 夫

農林水産大臣 太 田 誠 一

外 務 大 臣 高 村 正 彦

財 務 大 臣 伊 吹 文 明

以上です。

議長(吉田正輝君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

続いて、議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) ないようですので、これをもって議員提出議案第3号の質疑を終了いたします。

議員提出議案第4号 後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって議員提出議案第4号の質疑を終了いたします。

議員提出議案第5号 国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書提出について、

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって議員提出議案第5号の質疑を終了いたします。

議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出について、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって議員提出議案第6号の質疑を終了いたします。

以上で、議案に対する質疑を終了いたします。

特別委員会の設置

議長(吉田正輝君) 追加日程第3、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本件については、8人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、大口町議会委員会条例第6条第1項の規定により、吉田正君、田中一成君、柘植満君、丹羽勉君、土田進君、鈴木喜博君、齊木一三君、木野春徳君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長に田中一成君、副委員長に齊木一三君であります。

議案の委員会付託

議長(吉田正輝君) 追加日程第4、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第55号まで及び認定第1号並びに議員提

出議案第3号から第6号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第55号まで及び認定第1号並びに議員提出議案第3号から第6号までについては、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

請願の委員会付託

議長(吉田正輝君) 追加日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件であります。

大口町議会会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長(吉田正輝君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日に予定しておりました本会議は、本日で日程が終了したため休会といたします。次回は、9月22日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 2時40分)

議 案 付 託 表

平成20年第8回大口町議会定例会（9月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務文教 常 任 委 員 会	第46号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
	第47号	大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
	第48号	大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	第49号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第53号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
健康福祉 常 任 委 員 会	第50号	大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
	第51号	大口町障害者医療費支給条例の一部改正について
	第52号	大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について
	第53号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
	第54号	平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）
	第55号	平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議員提出 第3号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について
議員提出 第4号	後期高齢者医療制度を選択しない165歳から74歳の障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出について	
環境建設 常 任 委 員 会	第53号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
	議員提出 第5号	国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書提出について
	議員提出 第6号	食料自給率の向上を求める意見書提出について
決算特別 委 員 会	認 定 第 1 号	平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

請 願 文 書 表

平成20年第 8 回大口町議会定例会（ 9 月定例）

番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
2	平成20年 7月23日	学級規模の縮小と次 期定数改善計画の実 施を求める請願書	江南市小杣町長者毛西1 尾北地区教職員組合 執行委員長 櫻井 智	丹羽 勉	総 務 文 教 常 任 委 員 会